

高鍋町告示第54号

令和2年第4回高鍋町議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年12月3日

高鍋町長 黒木 敏之

1 期 日 令和2年12月8日(火)

2 場 所 高鍋町役場議場

---

○開会日に応招した議員

田中 義基君	永友 良和君
八代 輝幸君	松岡 信博君
青木 善明君	黒木 博行君
黒木 正建君	古川 誠君
中村 末子君	春成 勇君
日高 正則君	杉尾 浩一君
後藤 正弘君	緒方 直樹君

---

○12月10日に応招した議員

同上

---

○12月11日に応招した議員

同上

---

○12月14日に応招した議員

同上

---

○12月18日に応招した議員

同上

---

○応招しなかった議員

---

議事日程(第1号)

令和2年12月8日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸報告
- (1) 議長の会務報告
  - (2) 議員派遣の報告
  - (3) 例月現金出納検査結果報告
  - (4) 定期監査結果報告
  - (5) 町長の政務報告
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 同意第11号 監査委員の選任について
- 日程第5 議案第96号 情報公開・個人情報保護審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について
- 日程第6 議案第97号 町営基幹水利施設管理事業(国営尾鈴地区)の事務の委託について
- 日程第7 議案第98号 町道認定路線の変更及び町道路線の認定について
- 日程第8 議案第99号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第100号 高鍋町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第101号 高鍋町地域経済牽引事業促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第102号 高鍋町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第12 議案第103号 高鍋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第13 議案第104号 町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第105号 令和2年度高鍋町一般会計補正予算(第10号)
- 日程第15 議案第106号 令和2年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第16 議案第107号 令和2年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第108号 令和2年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第3号)

日程第18 議案第109号 令和2年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第3号）

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸報告
- (1) 議長の会務報告
  - (2) 議員派遣の報告
  - (3) 例月現金出納検査結果報告
  - (4) 定期監査結果報告
  - (5) 町長の政務報告
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 同意第11号 監査委員の選任について
- 日程第5 議案第96号 情報公開・個人情報保護審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について
- 日程第6 議案第97号 町営基幹水利施設管理事業（国営尾鈴地区）の事務の委託について
- 日程第7 議案第98号 町道認定路線の変更及び町道路線の認定について
- 日程第8 議案第99号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第100号 高鍋町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第101号 高鍋町地域経済牽引事業促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第102号 高鍋町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第12 議案第103号 高鍋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第13 議案第104号 町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第105号 令和2年度高鍋町一般会計補正予算（第10号）
- 日程第15 議案第106号 令和2年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第16 議案第107号 令和2年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第108号 令和2年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第18 議案第109号 令和2年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 

出席議員（14名）

1番	田中 義基君	2番	永友 良和君
3番	八代 輝幸君	5番	松岡 信博君
6番	青木 善明君	7番	黒木 博行君
8番	黒木 正建君	10番	古川 誠君
11番	中村 末子君	12番	春成 勇君
13番	日高 正則君	14番	杉尾 浩一君
15番	後藤 正弘君	16番	緒方 直樹君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 稲井 義人君      事務局長補佐 岩佐 康司君  
 議事調査係長 橋本 由香君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	黒木 敏之君	副町長	島埜内 遵君
教育長	川上 浩君	農業委員会会長	坂本 弘志君
代表監査委員	黒木 輝幸君		
総務課長兼選挙管理委員会事務局長			野中 康弘君
財政経営課長	徳永 恵子君	建設管理課長	長友 和也君
農業政策課長	渡部 忠士君	農業委員会事務局長	飯干 雄司君
地域政策課長	日高 茂利君		
会計管理者兼会計課長			杉 英樹君
町民生活課長	鳥井 和昭君	健康保険課長	川野 和成君
福祉課長	中里 祐二君	税務課長	宮越 信義君
上下水道課長	吉田 聖彦君	教育総務課長	横山 英二君
社会教育課長	山下 美穂君		

---

午前10時00分開会

○議長（緒方 直樹） 只今から令和2年第4回高鍋町議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、青木善明議員。

○議会運営委員会委員長（青木 善明君） 皆さん、おはようございます。久しぶりにここに立たせていただきますので緊張しておりますが、よろしく願いいたします。

令和2年第4回高鍋町議会定例会の招集に伴いまして、さる12月3日午後1時45分より第3会議室におきまして、議会運営委員1人欠席ほか全員と、議長、副議長はオブザーバーとして出席、執行部より副町長及び関係課長の3名、日程説明のため、議会事務局より事務局長と補佐の2名が出席し、議会運営委員会を開催いたしましたので御報告いたします。

今定例会に付議されました案件は、情報公開・個人情報保護審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について、町営基幹水利施設管理事業（国営尾鈴地区）の事務の委託について、町道認定路線の変更及び町道路線の認定についてなど3件、町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について、及び職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正が6件、令和2年度高鍋町一般会計補正予算（第10号）号をはじめ、補正予算関係が5件の合計14件であります。

執行部から説明を受け、質疑を求めましたが質疑はなく、委員会審査のための詳細資料の提出を求めたところです。

事務局の日程説明の後、第4回定例会の日程について、出席委員全員の意見の一致を見ましたので御報告いたします。

また、本日12月8日午前9時30分より、第3会議室において、委員全員、議長、副議長はオブザーバーとして出席、執行部より副町長及び関係課長の2名、日程説明のため、議会事務局より事務局長と補佐の2名が出席し、議会運営委員会を開催いたしましたので御報告いたします。

本日、今定例会に新たに付議されました案件は、監査委員の選任についての同意案件の1件であります。

この1件は、追加提案することで委員全員の意見の一致を見ましたので、本日の日程に追加することを御報告いたします。

なお、今定例会から常任委員会の名称及び所管も改正されましたので、一般会計予算及び関係条例の審査は常任委員会で行い、特別会計予算及び関係条例の審査は特別委員会で審査を行うこととなります。

また、9月議会の一般質問者は、コロナ禍の自粛により1名でしたが、今回の一般質問者は11名で2日間となっております。

会期については、本日12月8日から12月18日までの11日間で行うことで委員全員の意見の一致を見たところであります。

コロナ禍での定例会ではありますが、議会のスムーズな運営に議員各位及び執行部の皆様方の御協力をお願いいたしまして報告といたします。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（緒方 直樹） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、13番、日高正則議員、

14番、杉尾浩一議員を指名いたします。

---

## 日程第2. 諸報告

○議長（緒方 直樹） 日程第2、諸報告を行います。

まず、議長の会務報告につきましては、別紙がお手元に配付してありますが、これにより朗読及び説明を省略して差し支えありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 異議なしと認めます。したがって、議長の会務報告は朗読及び説明を省略いたします。

次に、議員派遣の報告につきましては、別紙がお手元に配付してありますが、このとおり派遣しましたので、これにより報告とします。

次に、例月現金出納検査結果に関する報告が提出されましたので、お手元に配付してあります資料を御覧ください。

次に、定期監査結果報告を求めます。黒木輝幸代表監査委員。

○代表監査委員（黒木 輝幸君） おはようございます。地方自治法第199条第4項及び高鍋町監査委員条例第5条の規定に基づき、定期監査を実施しましたので、監査委員2名を代表いたしまして監査結果を御報告いたします。

監査の結果につきましては、令和2年10月15日付で町長、町議会議長、教育長及び農業委員会会長に報告書を提出いたしました。

監査結果報告書は、皆様のお手元に配付されております。その概要について御報告申し上げます。

まず、第1に監査の種類でございますが、地方自治法第199条第4項に基づく定期監査でございます。

第2に、監査の対象でございますが、平成30年度、令和元年度、町単独補助金交付の執行についてでございます。

第3に、監査の期間でございますが、令和2年10月6日から令和2年10月8日まで、実質監査日数3日間でございます。

第4に、監査の着眼点及び実施内容についてでございますが、補助金につきましては、地方自治法第232条の2において、普通地方公共団体はその公益上必要がある場合においては寄附または補助をすることができる」と規定をされております。その公益性は、地方公共団体の責任において判断されることから、絶えず必要性が検証され、その結果が反映されるべきであります。

また、補助金が公金である以上、常に予算執行において厳正な対応が求められるものであります。

さらに、税が財源であることを認識し、補助金が補助目的に従って使用されているか。真に効果が認められるとともに、交付条件が遵守されているかなど、行政として絶えず把

握することが求められます。

以上のことから、次のことを主眼として実施しました。

ア、予算との整合性。

イ、補助目的と使途の整合性。

ウ、補助額、交付の時期は妥当か。

エ、申請から交付、完了実績確認までの手続は、条例、規則、要綱に基づき、的確に行われているか。

オ、実績に基づく効果の判定、見直しは行われているか。

監査の実施にあたりましては、補助金に係る予算の写し、補助金交付台帳及び交付に関する全ての関係書類の提出を求め、照査を行うとともに必要に応じて関係職員に説明を求めました。

また、補助金に関する事務を統括する財政経営課長にも説明を求めました。

あわせて、抽出により補助を受ける団体から、経理を証明する書類等の提出を求め、照合しました。

なお、本監査は、高鍋町監査基準に基づき実施をしました。

第5に、監査の結果でございますが、補助金交付に係る事務については、予算執行は目的に合致しており、補助金の交付に関する規則及び補助金交付要綱に準拠して適正に執行され、経理を証明する書類等の管理も適正であることを認めました。

また、実績に基づく効果の判定、見直しも、定期的に行われていることを確認いたしました。

今後とも、引き続き適正な補助金交付事務の執行に向けて、分析、評価、検討に取り組まれるよう要望いたします。

今回、監査の対象となった町補助金は別表のとおりであります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（緒方 直樹） 次に、町長の政務報告を行います。町長。

○町長（黒木 敏之君） おはようございます。令和2年9月1日から令和2年11月30日までの主な政務について御報告申し上げます。

まず、「町民の日」記念式典及び社会福祉大会についてでございますが、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、入場者の体温測定や席の間隔を空けるなどの対策を実施し、10月1日、たかしんホールで開催いたしました。

多くの町民の皆様にご出席いただき、様々な分野で貢献された方々を表彰いたしました。

次に、高鍋町ふるさと応援大使委嘱状交付式についてでございますが、10月21日、高鍋大師花守山において執り行いました。今回、大使の第5号として、高鍋町出身で俳優の黒岩司さんに委嘱状を交付いたしました。高鍋町の魅力に関する情報発信や応援をしていただけるものと期待しております。

次に、第23回スマートウエルネスシティ首長研究会についてでございますが、10月

28日、今年度2回目となる研究会が、新型コロナウイルス感染症予防のためオンラインで開催されました。超高齢・人口減社会の中、高齢になっても健康で生きがいを感じ、安心・安全で豊かな生活が送れるような社会を実現するため、昨年度から同研究会に参加しております。健康で幸せに暮らせるまちづくりに、全国の志を同じくする多くの自治体と連携して取り組むために、ウィズコロナにおけるウォークアブルなまちづくりやスポーツの力、介護予防などについて意見交換を行いました。

次に、商工会館地鎮祭についてでございますが、11月6日に庁舎第2別館駐車場で執り行われました。来年5月に完成予定の新たな商工会館には、教育委員会や選挙管理委員会が入居する予定となっており、耐震問題等を抱えていた本町の庁舎第2別館の課題が、建て直すよりも格段に負担軽減が図られる、町や町民にとってよりよい形で解決されると見込まれております。官民連携のまちづくりのよい事例になるものと考えております。

次に、高鍋町とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社との包括連携協定締結式についてでございますが、11月25日、高鍋町役場において執り行いました。本協定は、地域が抱える課題の解決のため、地域、暮らしの安心・安全に関することや、防災、災害対策、産業振興、中小企業支援に関することなどに、町民や事業者への講座開催等包括的連携による協力体制で取り組み、町のさらなる活性化を図ることを目的とするものであります。

以上、その他の政務、要望活動等につきましては、お手元の政務報告にて御確認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（緒方 直樹） 以上で、日程第2、諸報告を終わります。

---

### 日程第3. 会期の決定

○議長（緒方 直樹） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、会期日程予定表のとおり、本日から12月18日までの11日間にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から12月18日までの11日間に決定いたしました。

---

### 日程第4. 同意第11号

○議長（緒方 直樹） 日程第4、同意第11号監査委員の選任についてを議題といたします。

ここで、13番、日高正則議員の退席を求めます。

〔13番 日高 正則君 退席〕

○議長（緒方 直樹） 提案の理由を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 同意第11号監査委員の選任について、提案理由を申し上げます。

議員から選任いたしました監査委員、春成勇氏から、令和2年12月2日をもって同委

員を退職したい旨の願いが提出され、これを承認いたしました。

つきましては、後任に日高正則氏を選任したいので、地方自治法の規定により議会の同意を求めるものでございます。

このことにつきまして、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（緒方 直樹） 続いて、略歴の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） それでは、略歴を御紹介いたします。

氏名、日高正則。

生年月日、昭和29年10月14日、66歳。

現住所、高鍋町大字上江2691番地6。

最終学歴、昭和50年3月、宮崎県立農業大学校指導学部卒業。

職歴等、昭和50年4月、児湯農業協同組合入組、平成19年3月、同組合畜産部長、平成25年3月、同組合新富支所長、平成26年3月、同組合金融共済部長、平成30年3月同組合退職、平成30年12月高鍋町議会議員初当選、で現在に至っております。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 以上で、説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

本件は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

これから、同意第11号を起立によって採決いたします。本件は同意することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立多数と認めます。したがって、同意第11号監査委員の選任については同意することに決定いたしました。

ここで、日高正則議員の入場を許可します。

〔13番 日高 正則君 入場〕

---

日程第5. 議案第96号

日程第6. 議案第97号

日程第7. 議案第98号

日程第8. 議案第99号

日程第9. 議案第100号

日程第10. 議案第101号

日程第11. 議案第102号

日程第12. 議案第103号

日程第13. 議案第104号

日程第14. 議案第105号

日程第15. 議案第106号

日程第16. 議案第107号

日程第17. 議案第108号

日程第18. 議案第109号

○議長（緒方 直樹） 日程第5、議案第96号情報公開・個人情報保護審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についてから、日程第18、議案第109号令和2年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第3号）まで、以上14件を一括議題といたします。

一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 議案第96号情報公開・個人情報保護審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についてから、議案第109号令和2年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてまで、一括して提案理由を申し上げます。

まず、議案第96号情報公開・個人情報保護審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についてでございますが、本案につきましては現在、1市5町1村1一部事務組合で共同設置しております西都児湯情報公開・個人情報保護審査会に、一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団を加えるとともに、規約を変更することについて関係団体と協議するため、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次に、※議案第96号町営基幹水利施設管理事業（国営尾鈴地区）の事務の委託についてでございますが、本案につきましては、国営尾鈴地区土地改良事業に関わる※国営基幹水利施設管理事業に関する事務の管理及び執行を協議で規約を定め、関係町である川南町に委託することについて、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第98号町道認定路線の変更及び町道路線の認定についてでございますが、町道認定路線の変更につきましては、中須ノ二（3）線の終点を変更し、里道となっております道路を含めて1路線とし、終点を変更した区間を新たに中須ノ二（4）線とするものでございます。

また、町有地となっており、道路として利用されております部分の2路線をそれぞれ宮越東（2）線及び平原（11）線として認定するため、道路法の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第99号職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてでございますが、本案につきましては新型コロナウイルス感染症対策業務に関わる国・県の手当の※処置状況等を踏まえ、防疫等の作業に従事した職員に対する同手当の特例について、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第100号高鍋町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正についてでございますが、

※後段に訂正あり

本案につきましては個人番号を利用する事務の一部が廃止されたことから、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、個人番号の利用に関し、必要な事項を定めた同条例について所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第101号高鍋町地域経済牽引事業促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についてでございますが、本案は地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第102号高鍋町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございますが、本案につきましては指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準、及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部改正に基づき、居宅介護支援事業所における管理者の要件の経過措置を延長するとともに、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合について、介護支援専門員を管理者とすることを可能にするため、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第103号高鍋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございますが、本案につきましては地域の自主性を高めるため、改革の推進を図るための関係~~※~~法令の整備に関する法律の施行により、子ども・子育て支援法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第104号町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてでございますが、本案につきましては地方自治法の一部改正に伴い、町長、副町長、教育長、各委員会委員及び職員が、住民訴訟において損害賠償責任を負うこととなった場合に、職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは条例で定めるところにより、その額の一定額を超える部分を免除することができることとされたことから、必要な事項を定めるものでございます。

次に、議案第105号令和2年度高鍋町一般会計補正予算（第10号）についてでございますが、今回の補正は歳入歳出それぞれ1億6,850万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ~~※~~125億668万4,000円とするものでございます。

補正の主なものは、歳出では、新型コロナウイルス感染症対策として電子入札システム導入、防護服、非接触型体温検知器等の購入、老人福祉館及び給食センター空調整備、修学旅行中止に伴うキャンセル料補助金の増額のほか、重度心身障害者（児）医療費助成、農業後継者親元就農支援事業補助金、雇用促進奨励金、企業立地補助金、魅力ある商店街形成支援事業補助金、脇地区急傾斜地崩壊対策事業負担金の増額、及び議員期末手当の減額でございます。

財源につきましては、国・県支出金、寄附金、財政調整基金繰入金、ふるさとづくり基金繰入金、繰越金及び町債等でございます。

※後段に訂正あり

あわせて、町単独道路改良事業ほか4件の繰越明許費の設定、廃棄物処理委託ほか16件の債務負担行為の追加及び地方債について、急傾斜地崩壊対策事業ほか1件の変更を行うものでございます。

次に、議案第106号令和2年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてでございますが、今回の補正は歳入歳出それぞれ382万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ26億2,635万7,000円とするものでございます。

補正の主なものといたしましては、税制改正に関わるシステム改修によるもので、財源といたしましては、県支出金でございます。

次に、議案第107号令和2年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正は歳入歳出それぞれ866万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億3,994万4,000円とするものでございます。

補正の主なものといたしましては一般会計繰出金の増額で、財源といたしましては、令和元年度療養給付費負担金確定に伴う広域連合からの返還金でございます。

次に、議案第108号令和2年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、今回の補正は歳入歳出予算の総額に変更はなく、歳出の費目間で※予定の組替えを行うものでございます。

内容といたしましては、公共下水道費の工事請負費の増額及び施設管理費の修繕料の減額でございます。あわせて、施設維持管理等委託に伴う債務負担行為を設定するものでございます。

次に、議案第109号令和2年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、今回の補正は歳入歳出それぞれ420万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億7,929万5,000円とするものでございます。

補正の主なものといたしましては、介護保険制度改正に関わるシステム改修費の増額及び保険給付費と地域支援事業費において支給実績に伴う調整をするもので、財源といたしましては、国庫支出金及び一般会計繰入金でございます。あわせて、高鍋町地域包括支援センター運営事業委託ほか8件の債務負担行為の設定を行うものでございます。

以上、14件の議案につきまして御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（緒方 直樹） 暫時休憩します。

午前10時31分休憩

午前10時32分再開

○議長（緒方 直樹） 再開します。町長。

○町長（黒木 敏之君） すいません、修正がたくさんございまして、6ページ。

議案第97号を96号と言ったようでございます。97号の間違いでございます。

それから、その下の……（発言する者あり）そうですか。

町営基幹水利施設管理事業を国営と言ったそうでございます。

※後段に訂正あり

それからまた、改革の推進を図るための関係法律のところを関係法令と読んでしまいました。議案第103号です。

それから、議案第105号の129億668万4,000円を125億と読んだそうでございます。

それから、議案第108号の予算の組替えを予定の組替えと読んだそうでございます。

以上でございます。誠に申し訳ございません。

○議長（緒方 直樹） 暫時休憩します。

午前10時34分休憩

.....

午前10時35分再開

○議長（緒方 直樹） 再開します。町長。

○町長（黒木 敏之君） もう1か所、御指摘を受けました。措置状況を処置と発音したということだそうです。（「議案番号を」と呼ぶ者あり）議案第99号です。

以上です。

.....

○議長（緒方 直樹） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

お疲れさまでした。

午前10時35分散会

.....